

公益社団法人青森県診療放射線技師会表彰規程

平成28年3月13日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の事業に貢献し、その功績顕著なる者に対して表彰する。また、本会以外の機関による表彰や叙勲褒章の推薦に関して定めることを目的とする。

第2章 審査

(発議)

第2条 表彰等の発議は、定款細則第15条により、総務担当理事が常務理事会に行う。常務理事会は、その稟議を審査し、理事会に議案を提案する。

第3章 本会の表彰

(種別)

第3条 本会の表彰は、顕彰表彰並びに功労表彰とする。ただし、特段の事情によるものは、会長が理事会に発議し、議決する。

(適用と範囲)

第4条 表彰者に対して表彰状を贈る。記念品等を添える場合については、「公益社団法人青森県診療放射線技師会における講師等謝礼等に関する申し合わせ事項」に照らし、理事会で定める。

2 功績内容が異なるときは、その都度表彰することができる。ただし、第1号及び第2号の表彰を同時に受けることはできない。

(1) 顕彰表彰 役員歴が15年以上の者及び特に会長が認めた者

(2) 功労表彰 次のアからオの一つに該当する者

(ア) 役員歴が6年以上の者

(イ) 本会役員として在任中死亡したとき

(ウ) 正会員が本会の事業行事活動中に殉職したとき

(エ) 特に会長が認めた者

(オ) 診療放射線業務、医用画像業務に関する有益な研究又は考案をし、その社会的効果が特に著明と認められた個人又は団体

(カ) 本会の育成発展に功績があったと認められた個人又は団体

3 第2項第2号オ及びカは、被表彰者の資格を問わない。

(役員歴)

第5条 本規程に該当する役員歴とは、定款第21条第1項に定める役員とする。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、総会において行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(記録、保存)

第7条 受賞した者について、被表彰者の氏名、種類及び業績等を記録し、5年間は保存する。

(記載事項)

第8条 この規程の表彰状には、功績内容を記載する。

第4章 叙勲等申請基準

(推薦)

第9条 本会に他の団体から表彰またはそれに類する推薦依頼があった場合は、本会表彰の発議に準じて行う。

(叙勲等候補者)

第10条 会長は、推薦が議決された候補者に、その旨通知する。候補者は、推薦依頼先の所定の様式に従い、申請に関わる書類を作成して、速やかに会長に提出する。

2 推薦を受けた候補者であっても、申請の候補を辞退することができる。この場合は、速やかに理由を付して辞退届を会長に提出するものとする。

(叙勲等経費)

第11条 他の団体への申請に関わる経費は、候補者が実費負担するものとする。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第12条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成28年3月13日制定、同日施行する。

2 第4条第2項各号に定める役員歴には、第5条に準じて青森県放射線技師会及び社団法人青森県放射線技師会の役員歴を含むこととする。